

# 令和 8 年度第 2 回みやぎ食の安全安心推進会議 会議録

作成者：食と暮らしの安全推進課

開催日時：令和 8 年 8 月 24 日（月）10：00～12：00

開催場所：宮城県庁第一会議室

出席者：出席者名簿の通り 11 名/15 名 出席により会議成立

議事録：

会議次第：

- 1 開会（司会：食と暮らしの安全推進課 二上総括）
- 2 挨拶（挨拶：環境生活部 石川部長）
- 3 議題（議長：（議事進行）西川会長）  
（説明：食と暮らしの安全推進課 梶原課長）
  - （1）食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第 4 期）に基づく令和 7 年度施策の実施状況報告書（案）について（資料 1）
  - （2）食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第 4 期）に基づく令和 7 年度施策の実施状況報告書（案）について（資料 2）
  - （3）「委員意見に対する県の考え方」について（資料 3）
- 4 閉会

議題（1）、（2）及び（3）については原案により承認

発言録：

（開会）二上総括

ただ今より、令和 8 年度 第 2 回 みやぎ食の安全安心推進会議を開会いたします。開会にあたりまして、宮城県環境生活部長の石川より御挨拶申し上げます。

（挨拶）環境生活部長

環境生活部長の石川でございます。本日は大変お忙しいところ、第 2 回みやぎ食の安全安心推進会議に御出席いただき、ありがとうございます。また委員の皆様におかれましては、日頃より本県の食の安全安心行政の推進につきまして、格別の御理解と御支援を賜っておりますこと、厚く御礼申し上げます。さて、食の安全安心確保に関する基本的な計画（第 4 期）につきましては、昨年度をもって計画期間を終了いたしました。この間、環境保全型農業や GAP の普及など、生産段階における安全確保の取り組みを始め、家畜伝染病対策、水産物・林産物の安全確保、食品営業施設に対する監視指導、地産地消の推進、また県民との情報共有や相互理解の促進など、食の安全安心の確保に向けた幅広い施策を、関係部局が連携して推進してまいりました。また、本推進会議で御審議いただきました第 5 期となる基本計画を、今年の 4 月からスタートすることができました。改めて感謝申し上げます。さて、本日の会議では、「食の安全安心確保に関する基本的な計画（第 4 期）」に基づく令和 7 年度施策実施状況報告書（案）

と第4期5年間ににおける総合評価（案）について、御審議いただき10月を目途に公表する予定としております。委員の皆様におかれましては、これまでの取り組みを踏まえた幅広い視点から、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げ、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

（会議成立報告）二上総括

本日の会議は11名の委員の皆様にご出席をいただいております。みやぎ食の安全安心推進条例第18条第2項の規定に基づき、委員の半数以上の御出席により、本日の会議が成立しておりますことを御報告いたします。続きまして、本県の主な出席者を御紹介させていただきます。宮城県環境生活部長の石川佳洋でございます。農政部副部長の關口道でございます。水産林政部副部長の阿部丈晴でございます。環境生活部食と暮らしの安全推進課の梶原光弘でございます。最後に、本日司会を務めさせていただきます、食と暮らしの安全推進課の二上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

（資料確認）二上総括

それでは議題に入ります前に、本日の会議資料を確認させていただきます。委員の皆様、お手元の資料を御確認願います。資料1は「食の安全安心確保に関する基本的な計画（第4期）に基づく令和7年度施策実施状況報告書（案）」です。こちらは、書面で開催した第1回食の安全安心推進会議において御意見いただいた内容をもとに一部修正を行っております。続きまして資料2は「食の安全安心確保に関する基本的な計画（第4期）の総合評価（案）」です。こちらと同じく、御意見いただいた内容をもとに一部修正を行っております。続きまして資料3は「委員意見に対する県の考え方」です。こちらは、第1回食の安全安心推進会議にて委員の皆様から頂戴した御意見と県の回答になります。参考資料1は「食の安全安心推進基本計画（第5期）」、参考資料2は「食品に係る放射性物質検査結果」です。お手元に不足している資料はございませんでしょうか。それでは議題に入ります。当会議は、情報公開条例第19条の規定に基づき、従来どおり公開で開催させていただきます。議長につきましては、みやぎ食の安全安心推進条例第18条第1項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、西川会長よろしくお願いいたします。

（議事進行）西川会長

皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。当会議は消費者、事業者・生産者代表、そして学識経験者から構成されております。それぞれの立場から貴重な御意見を幅広く頂戴する場にしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。それでは議題1に入りたいと思います。食の安全安心確保に関する基本的な計画（第4期）に基づく令和7年度施策実施状況報告書（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

（説明）食と暮らしの安全推進課 梶原課長

食と暮らしの安全推進課の梶原でございます。資料の説明に入る前に、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、事前に各資料を御確認いただき、また貴重な御意見をお寄せいただきましたこと、この場をお借りして感謝申し上げます。さて、資料1「令和7年度施策実施状況報告書案」を御覧ください。本報告書案は、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）」に基づき実施した令和7年度施策の実施状況を取りまとめたものでございます。資料の2ページを御覧ください。こちらは第4期基本計画の概要です。中段にありますように、施策の大綱は、「安全で安心できる食品の供給の確保」、「食の安全安心に係る信頼関係の確立」、「食の安全安心を支える体制の整備」の3つの柱で構成されております。3ページを御覧ください。先ほどの3つの柱が大分類、その下に中分類として「生産及び供給体制の確立」から「みやぎ食の安全安心推進会議の設置」までの6つの項目がございます。令和7年度に実施した各施策の状況について、中分類ごとに概要を御説明させていただきます。5ページを御覧ください。ローマ数字のⅠが大分類の「Ⅰ安全で安心できる食品の供給の確保」を示しております。このうち、中分類1「生産及び供給体制の確立」は、5ページから13ページまででございます。この中では、環境保全型農業や有機農業、GAPの普及、農薬の適正使用の推進、牛トレーサビリティ制度の運用の支援を行いました。また、カドミウム基準値超過米の発生防止、家畜伝染病、貝毒及びノロウイルス対策など、生産段階における安全確保にも取り組みました。事業者に対しては、個別指導や地産地消推進店の登録促進を通じて、県産食材の利用拡大の支援に努めました。14ページを御覧ください。中分類2「監視指導及び検査の徹底」は、14ページから25ページまででございます。農薬、肥料、飼料、動物用医薬品等の監視指導や検査、家畜伝染病のモニタリングを実施するとともに、食品営業施設への監視指導、食品検査、と畜検査等により安全な食品の流通確保に努めました。また、食品表示に関する相談・食品表示ウォッチャー制度によるモニタリング、米穀事業者への立入検査などを行い、安全な食品の流通確保に努めました。26ページを御覧ください。ここからは、大分類Ⅱの「食の安全安心に係る信頼関係の確立」についてでございます。中分類1「情報共有及び相互理解の促進」は、26ページから34ページまででございます。消費者モニターへのアンケートやホームページ、SNS等による情報発信を行うとともに、食の安全安心セミナー、地方懇談会、各種販売会や体験会などを通じて、生産者・事業者と消費者の相互理解を促進しました。なお、委員からの御意見を踏まえ、29ページには保健体育安全推進課の取り組みである「学校給食フェア」の写真を追加しました。35ページを御覧ください。中分類2「県民参加」は、35ページから39ページまででございます。消費者モニター事業や食の安全安心取組宣言事業などを実施するとともに、本推進会議のほか、モニターアンケート、パブリックコメントなどを通じて県民意見の把握に努めました。また、委員からの御意見を踏まえ、37ページに消費者モニターの活動率の定義を追加いたしました。39ページを御覧ください。消費者モニターアンケート結果では、デジタル身分証アプリ「ポケットサイン」等を活用し、約1万9千件の回答を得ており、新たな意見収集の手法として有効性を確認することができました。40ページを御覧ください。ここからは、大分類Ⅲ「食の安全安心を支える体制の整備」でございます。中分類1「体制整備及び関係機関等との連携強化」は、40ページから43ページまででございます。食の安全安心対策本部や危機管理体制を運用するとともに、関係課室や地方機関に配置されている食の安全安心推進員などを通じて、情報収集や関係機関との連携を図りました。44ページを御覧ください。中分類2「みやぎ食の安全安心推進会議の設置」では、本推進会議を開催し、施策の実施状況について評価をいただくとともに、食の安全安心に関する情報共有や意見交換を行うことができました。令和7年度施策の実施状況の概要は以

上となります。引き続き、令和7年度施策の評価について御説明させていただきます。最初に評価方法について御説明いたします。47ページを御覧ください。評価は、小分類18項目について、施策ごとに実施しております。数値目標を設定している施策については、施策の性質に応じて評価を行っております。維持型の施策については、5年間の取組状況や推進体制等を踏まえた定性的な評価、推進型の施策については、目標値に対する令和7年度実績の達成度による定量的な評価を行っております。数値目標を設定していない施策については、担当課室による取組状況等を踏まえた定性的な評価を行っております。これらの個別評価について、Aを3点、Bを2点、Cを1点として点数化し、小分類ごとに合計点数を算出しております。その上で、最大獲得可能点数に対する割合により、80%以上をA、60%以上80%未満をB、60%未満をCとして評価しております。一つ前のページになりますが46ページを御覧ください。小分類18項目について、それぞれ評価を行った結果、17項目がA評価、1項目がC評価となりました。C評価となりました「県民総参加運動の展開」については、消費者モニター登録者数が目標を達成したものの、消費者モニター活動率や食の安全安心取組宣言者数者、地方懇談会開催回数が目標を下回ったことから、C評価としたものになります。それ以外のものについては、A評価となったことから、第4期基本計画の単年度の取り組みとしては、概ね達成されたものと考えております。小分類ごとに概要を説明させていただきます。48ページを御覧ください。大分類Ⅰ、中分類1、小分類「(1)生産者の取組への支援」につきましては、A評価としております。耳標装着率は100%を維持したほか、安全な生産体制の確保に向けた取組が継続して実施されました。一方で、国際水準GAP導入・認証総数は、目標値には届きませんでした。農薬の適正使用の推進では、農薬危害防止運動など、計画的な取り組みを行ったことを踏まえ、総合的に達成したものと評価してございます。49ページを御覧ください。小分類「(2)農林水産物生産環境づくり支援」につきましては、A評価としております。貝毒調査実施率は100%を達成し、原木しいたけ出荷制限解除数も概ね目標どおりとなりました。土壌環境適正化の推進として、カドミウム基準値超過米の流通を防止できたこと、特定家畜伝染病のマニュアルの見直しや地域ごとの防疫演習を実施するなどの適切な対応を行ったこと等を踏まえ、全体的として計画通り推進されたものと評価しております。50ページを御覧ください。小分類「(3)事業者の取組への支援」につきましては、A評価としております。HACCP研修会参加施設数は211施設となり目標を達成しました。今後は制度のさらなる定着が課題です。また、地産地消推進店は継続して増加していることから目標を達成したものと評価しております。51ページを御覧ください。ここからは大分類Ⅰ、中分類2となります。小分類「(1)生産段階における安全性の確保」につきましては、A評価としております。肥料は、計画通り検査を実施し、肥料成分等の不足事案の発生もありませんでした。動物用医薬品販売で軽微違反はありましたが、指導により即時改善できました。農薬取締法等に基づく立入検査等も計画通り実施できたことから、目標を達成したものと評価してございます。52ページを御覧ください。小分類「(2)流通・販売段階における安全性の確保」の評価につきましては、A評価としております。食品営業施設監視指導率及びかき処理場等監視指導率が目標を達成するなど、全体としては計画どおり実施したものと評価しております。53ページを御覧ください。小分類「(3)食品表示の適正化の推進」につきましては、A評価としております。食品表示適正店舗割合100%を達成し、食品表示に関する研修会・説明会の開催回数は目標値を大きく上回っており、さらには、ウォッチャーによるモニタリング調査を計画どおりに実施できたことから、目標を達成したものと評価しております。54ページを御覧ください。小分類「(4)食品の放射性物質検査の継続」につきましては、A評価としております。農

林畜水産物や流通食品の検査を計画どおり実施し、全ての検査項目で実施率 100%を達成することができました。55 ページを御覧ください。ここからは、大分類Ⅱ、中分類 1 となります。小分類「(1) 情報の収集、分析及び公開」につきましては、A 評価としております。ホームページアクセス数は目標を上回りましたが、県からの情報提供を十分と感じる割合は 50%程度にとどまったことから、今後は、効果的で迅速な情報発信に取り組んでまいります。56 ページを御覧ください。小分類「(2) 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」につきましては A 評価としております。学校給食における地場産品利用割合及び食育活動参加人数はいずれも目標を達成しました。一方で、消費者と生産者・事業者との相互理解の推進は、消費者モニターアンケートの回答で十分・やや十分が 61%となりました。今後は、さらなる理解促進を図るべく、関係団体及び企業等との連携強化に取り組んでまいります。57 ページを御覧ください。小分類「(3) 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進」につきましては、A 評価としております。放射性物質測定結果の情報提供を行う等、リスクコミュニケーションを継続的に実施することができました。58 ページを御覧ください。ここからは大分類Ⅱ、中分類 2 となります。小分類「(1) 県民総参加運動の展開」につきましては、C 評価としております。消費者モニター活動率、食の安全安心取組宣言者数、各種講習会参加者数及び地方懇談会開催回数が目標を下回った一方で、県民アプリ等を活用したアンケートでは約 1 万 9 千件の回答が得られ、新たな県民参加手法として有効性が確認されました。今後はこうしたデジタル媒体も積極的に活用しながら県民の参加拡大に向けて、引き続き取り組んでまいります。59 ページを御覧ください。小分類「(2) 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映」につきましては、A 評価としております。消費者モニターやパブリックコメント、相談窓口等を通じて県民の意見把握と施策反映に努めました。60 ページを御覧ください。大分類Ⅲ、中分類「1 体制整備及び関係機関等との連携強化」につきましては、いずれも A 評価としております。危機管理体制や関係機関との連携体制は適切に維持されております。最後に、大分類Ⅲ、中分類「2 みやぎ食の安全安心推進会議の設置」につきましても A 評価としております。施策評価や情報共有、委員の皆様との意見交換を通じて計画推進に大いに寄与頂きました。私からの説明は、以上でございます。

(議事進行) 西川会長

それでは皆様から御質問、御意見を頂戴したいと思います。少し見て頂いてからでも結構ですのでお願いいたします。

(石川委員)

今更という感じですが、後ほどの第 4 期総合評価でも出てくると思うのですが、「県民総参加運動」の評価があまりにも低く、ここだけが年度を追って低くなっているというのは、今後のやり方を考えないといけないと思っております。私も消費者団体の一人なので、消費者の皆様に参加会を提供していますが、やはり同様に参加者が減っており、私たちも非常に問題視しています。消費者全体のライフスタイルが変わってきているのだと思います。働いている方々が多くなっている、それで興味や関心はインターネットを通じて収集する。その場合、大きな事件や事故が発生した場合は、アクセスが多くなりますけれどもそれが過ぎてしまうと、自分の意見を持っているのかなという方々が多くて、昨日、油流出

の安全宣言がなされましたけれども、危険だと言われているうちは、皆さん食べ物は大丈夫かと思うのですが、安全宣言が出されてしまうと興味を失ってしまう、もしくは、その後ずっと風評被害というものに興味をもってしまうという傾向が見られます。情報量が多すぎても、消費者としては何が本当に正しくて、何が良いのか悪いのかを判断しにくい状況にあります。情報をどのように発信するか、一方的な情報発信や啓発では伸びないと思いますので、どのようにしてリスクコミュニケーションを確立していくかが非常に重要になると思います。大変難しいとは思いますが、そこを考えていかないと、食の安全安心、現在は食糧危機というようにも言われていますが、令和7年度は自給率が37%まで減ってしまいました。現在、こうした取り組みを怠ることは、ひいては生産者の負担増にも繋がってしまうと危惧しております。

（議事進行）西川会長

先ほどの説明で情報発信をやりますという説明はされていましたが、もう少し何か具体的なところがあればお話しいただければと思います。

（事務局）食と暮らしの安全推進課 梶原課長

行政が一方的に情報を発信しがちになっていたという側面がございます。頂いた御意見をしっかりと検討しながら、今後のリスクコミュニケーションのあり方を考えてまいります。

（議事進行）西川会長

石川委員よろしいでしょうか。その他はいかがでしょうか。令和7年度の実施状況と単年度評価含めてとなります。

（氏家委員）

石川委員の意見に関連して質問です。数値を見ると、講習会の参加人数や地方懇談会の開催回数が前年度からかなり落ち込んでいますが、これには何か具体的な理由があるのでしょうか。

（事務局）食と暮らしの安全推進課

食と暮らしの安全推進課です。消費者モニター制度は平成16年から長く運用してまいりましたが、登録いただいているモニターの方々の高齢化が進んでいることが活動率低下の1つの大きな要因です。現在、消費者モニターは1,200名ほどおりますが、50代以上が7割以上を占めている状況です。そういった状況を踏まえて、セミナーや食品表示ウォッチャー等も参加者が少なくなってきており、我々も問題意識を抱えておりまして、昨年度からは、消費者モニターをベースにしつつ「ポケットサイン」などのデジタルツールを活用し、より広く一般県民の皆様を対象に事業展開を進める形に移行しつつあります。今回の活動率指標の低下は、このような事業の組み替えや過渡期的な影響が出たものと認識しております。今後は、従来の意識の高いモニターの方々の活動を推進しつつ、広く一般県民の皆様にもデジタル媒体を積極的に活用しながら参加を拡大させていきたいと考えております。

（議事進行）西川会長

講習会についてはどうでしょうか。

（事務局）食と暮らしの安全推進課

講習会につきましても、参加が少なくなっている状況を踏まえ、当日参加できない方に対しては、動画配信などを行っておりますけれども、中々見られないという方もいらっしゃるようで、我々の周知の仕方も含め今後考えていかなければならないと思っております。

（氏家委員）

令和6年度の実績が923回から555回なのでかなり下がっている気がして、これは消費者モニター向けの講習会ということではよろしいでしょうか。また、そうすると周知の仕方は同じでも高齢化という問題があってこのように数値が大きく下がったという理解ではよろしいでしょうか。

（事務局）食と暮らしの安全推進課

おっしゃる通りでございます。

（議事進行）西川会長

消費者モニターの高齢化という課題に対し、いかに若い世代に入ってもらうかが重要ですがなかなか浸透していかないというところは課題であると思いますので、引き続き啓蒙活動を続けていただくようお願いいたします。

（及川委員）

宮城県食品衛生協会の会長の及川と申します。50ページのHACCPについての記載がありますが、HACCPの研修について評価は「A」となっておりますが、私の記憶ですと、2018年の国会で食品衛生法が31年ぶりに改正になっております。その後、3年後にまた全面改訂が行われております。その中に、HACCPの考え方に基づく衛生管理の考え方が我々衛生業界には徹底されてはいますが、実態としてHACCPの一般県民への認知度はまだまだ低いです。先日、バスで40名ほど工場見学にいらっしゃった一般団体の方々に「HACCPを知っていますか」と問いかけたところ、手を挙げたのは2名だけでした。建設業など異業種の方々からは「ISOと同じようなものか」と聞かれることもありますが、実際はそうではありません。HACCPの本質はハザード・アナリシス、つまりは危害分析です。危害分析としては、我々食品事業者は日常的に分析に取り組んでいますが、一般消費者には、どういう分析をしているのかというのは言葉の定義を説明するよりも、そのHACCPがどういう意味を持つのか、もっと広く知っていただきたいと思っています。我々は各保健所管の許可を得て営業しておりますが、改定する時にHACCPの考え方に基づくチェック表を提出します。一方で、業者によって、できること、できないことがあるという状況では、本来はいけないのだと思います。そのため、HACCPの考え方を県民に知ってもらって、その考

えが浸透するようにしていただきたいと思います。また、もう一つ、研修会とあるのですが、私は気仙沼管内の食関連の会長もしているのですが、主催する研修会の講師の先生が実際に不足しております。食品衛生協会だけでは専門知識を持つ講師の確保が難しいため、県が中心となって、県庁 OB の先生方や現役の県職員の皆様を積極的に講師として派遣・サポートしていただきたいと思います。要望としてよろしく願いいたします。

（議事進行）西川会長

事務局から回答をお願いします。

（事務局）食と暮らしの安全推進課 梶原課長

平成 30 年の食品衛生法改正により、原則として全ての食品事業者には HACCP の考えに基づく衛生管理が義務化されました。大規模な事業者には、HACCP に基づく衛生管理が小規模な事業者には HACCP の考え方を取り入れた衛生管理が求められていて、事業者は許可の中でやっていくので自分ごととして認識されていると思いますが、一般県民の皆様への浸透については、御指摘の通りまだまだ馴染みが薄い現状です。今後もホームページやセミナー等を通じて制度自体の普及促進に努めてまいります。また、二つ目の HACCP 研修会につきましても、県が県食品衛生協会を指定して実施頂いている事業の話になりますので、当課と県食品衛生協会としっかりと連携した上で、今後の検討課題とさせていただきます。

（及川委員）

よろしくをお願いします。

（議事進行）西川会長

HACCP は 2 段階方式で実施されており、全国的にもいかに浸透させるかが課題となっています。宮城県だけの問題ではなく、全国レベルでも浸透していないという現状もあるので、国でもしっかりと対応が必要ですが、県と国とで連携して対応をお願いしたいと思います。

続いて、鈴木委員をお願いします。

（鈴木委員）

56 ページの「学校給食の地場産の利用率」の基準値が 39%となっており、A 評価となっていますが、この基準値の考え方について伺います。私は、宮城県食品産業協議会会長を仰せつかっており、通称食産協と申しますが、当協議会では「オール宮城の食品作り」をテーマに掲げておりまして、様々な活動を行っています。宮城県は「食材王国みやぎ」を掲げており、宮城の様々な農水畜産物を使った食品加工品の開発から販売に取り組んでいるかと思いますが、学校給食において宮城県産品が 39%という基準値について、数値の根拠はあると思うのですが、上げるという方向性で検討いただくことは可能でしょうか。新内閣においても、東北地方の農林水産・加工品の GDP 比率 20%と伺っておりますが、それ

を1%でも2%でも引き上げるべく多額の予算が投じられていると聞いております。そんな中で学校給食、あるいは、県庁の食堂などでも宮城県産の食材の使用比率を上げて宮城県内の業者が活発になるように、先ほど石川委員からお話のあった「自給率が37%に下がった」というショッキングな現状を打破するためにも、我々食品に携わる者として、もっと高い目標を掲げ、宮城が自給率向上と地産地消の階段をリードしていくプランを立てるべきではないかと考えております。そうすることによって、日本の食料自給率を上げていく、もっとリードしていくような「食材王国みやぎ」となっているわけですから、私もこの会議の皆様とともに階段を上がれたらと思います。

(環境生活部長)

全体的なことは私から回答します。私は3月まで農政部を担当しており、「食材王国みやぎ」を担当していた部長です。現在は、また立場が変わって環境生活部におり、両方の立場にありました。おっしゃるように、宮城県では優れた食材を保有しております。その素晴らしさを若い世代、あるいはその子供たちまで普及させましょうということで、様々なイベントや〇〇の日というように設けて実施しています。今度は農産の日というのも新たに設けることにしまして、海のもの山のもの全てのものの地産地消を進めて、消費拡大を図る取組を進めております。一方で、食品の普及を高める上で食の安全を高めるというのは非常に重要ですので、今回、皆様にこういった施策の実施状況を踏まえ貴重な御意見を頂いておりますことから、関係する部局が多く出席しておりますので、委員からの御意見を踏まえて次年度以降、「食材王国みやぎ」としてどうしていくべきか考える必要があると思っております。大変貴重な御意見いただきありがとうございます。学校給食の割合等については、教育庁の担当がおりますので、何かお応えできることがあれば、お応えしたいと思いますのでよろしくお願いします。

(保健体育安全課)

学校給食における県産食材の利用につきましては、学校給食会と連携しながら地産地消を推進しているところですが、基準値につきましては、御指摘を踏まえ、さらなる実績向上を目的として、再度内部で検討・整理し、取り組みを進めてまいりたいと存じます。

(議事進行) 西川会長

学校給食関係は、氏家委員が詳しいと思うのですが、御意見等あればお願いします。学校給食の問題は昔からあって、地場産品を使うにあたっては栄養士の方も現場で苦労されていますが、金額の問題とか様々な課題が残っているのだと思います。

(氏家委員)

先日も研究会で現場の意見を聞きましたが、食材自体は豊富にあるものの、学校給食の仕様に合わせるための加工費が非常に高く、その結果として給食で使えないという現状があります。生産者も守られて、なおかつ学校給食でも使うことができるようにするには、何らかの補助が必要になるのか、あるいは給食費無償化が進む中での算定をどうするのか、というところではないかと思えます。安いものであ

れば、冷凍とか海外産のものを使うなど様々あります。給食は栄養価を保たなければならないので、宮城県産のものを多く買うというのは、価格的な面で難しいです。岩手県での好事例として、研究会で「旬のうちにどこかの業者で、安価な時期にピューレにする、あるいは一次加工を施してストックしておき、必要に応じて使う」という取組が発表されていました。加工にネックはあると思うのですが、自給率を上げていくには、こうした手法も取り入れていくことが重要ではないかと思います。

(鈴木委員)

氏家委員がおっしゃったとおり、私自身も食品加工業ですし、以前からの課題であることは存じておりましたが、ある県のパン業界の理事長と意見交換する機会があり、その県で学校給食のパンを全て地元産で業者が供給するための取組に対し、一定の補助金を導入して成功した事例があります。そこに行く前の段階について伺ったところ、全て補助金にするととんでもないことになるわけですが、何かこの40%弱という数値を5%上げるにはどうしたらよいか、例えば宮城県だけでなく、農水省にも協力いただいて、宮城が全国2位の生産量を誇る大豆やきゅうり、さつまいもなど、様々な食材の中からターゲットとするものを明確に絞り込んで、この令和の時代を生きていくために自給率を向上させるためのものを絞って、さらにはコストダウンを同時に狙うプランを構築することはできないでしょうか。

(氏家委員)

食品加工業界からそう御意見いただけると、大変うれしく思います。学校給食の中で地元のものを使うというのは安心安全というものもありますし、地元愛というものが育つということから感謝の心を育む上でも極めて教育的効果が高いです。農水省が国の食育推進基本計画の作成主体となって食育推進を進めているので、国の食育推進計画を見ても非常に力を入れていると感じております。できるだけ地元のものを使いたい、食べさせたいというのは、学校給食に携わる栄養教諭や職員の願いであります。ただ、どこに掛け合ったらよいか、なかなかルートがないということもありますので、ぜひそのところを支援していただきたいです。特に価格の問題、いちごやパプリカなどについて使いたいと思っても、価格が難しいというところもありますし、業者においても地場産を使う場合、頼りになるのは学校給食会だけという感じがしております。学校給食会は、県の農業高校からも取引できるようにルートをつないでくれているので、そういう面も含めて、盛り上げていただければと思います。

(農政部副部長)

農政部副部長の関口でございます。生産側の立場よりお話しさせていただきます。我々も学校給食会との連携させていただいておりますので、今頂いた課題は認識しております。一方で、学校関連の皆様にも県産食材を食べていただきたいという思いは同じでございますので、引き続き学校給食会や教育庁ともしっかりと横の連携を図りながら、利用拡大に向けて取り組んでまいりたいと思います。

(議事進行) 西川会長

本件については、食育の推進会議でも同様の議論が行われていると思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

（議事進行）西川会長

それでは議題（２）の「食の安全安心確保に関する基本的な計画（第４期）の総合評価（案）」について事務局から説明願ひます。

（説明）食と暮らしの安全推進課 梶原課長

続きまして、議題（２）の「食の安全安心確保に関する基本的な計画（第４期）」の総合評価（案）について御説明いたします。資料２「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第４期）の総合評価（案）」を御覧ください。本総合評価は、第４期基本計画の計画期間である令和３年度から令和７年度までの５年間の取組について各年度の評価結果を基に、計画全体としてまとめたものでございます。まず、評価方法について御説明いたします。２ページを御覧ください。総合評価は、小分類１８項目について各年度の単年度評価を用い、５年間の累積評価を機械的に算出し、８０％以上をＡ、６０％以上８０％未満をＢ、６０％未満をＣとして評価しております。その結果は、評価一覧のとおりＡ評価が１７項目、Ｂ評価が「県民総参加運動の展開」の１項目となりました。このことから、第４期基本計画は、概ね計画どおり推進できたものと評価しております。続いて、小分類ごとの総括について御説明いたします。３ページを御覧ください。大分類Ⅰ、中分類１になります。小分類（１）「生産者の取組への支援」では、総合評価はＡとなりました。環境保全型農業の推進や農薬の適正使用、牛トレーサビリティ制度の運用などについて着実に取り組むことができました。一方で、ＧＡＰの普及は進んだものの、認証取得件数は目標に達しておらず、今後も「するＧＡＰ」の普及を進めていくことが課題として整理しております。４ページを御覧ください。小分類（２）「農林水産物生産環境づくり支援」では、総合評価はＡとなりました。家畜伝染病対策や貝毒対策、特用林産物の生産再開支援などに継続して取り組み、安全な生産環境の確保を進めてまいりました。今後も貝毒対策や原木しいたけの生産再開に向けた支援を継続していくことが必要としております。５ページを御覧ください。小分類（３）「事業者の取組への支援」では、総合評価はＡとなりました。ＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の普及や、外食産業における自主的な原産地表示の取組を支援しております。今後は、制度化されたＨＡＣＣＰについて、更なる理解の促進と定着を図ることが必要としております。６ページを御覧ください。ここからは大分類Ⅰ、中分類２となります。小分類（１）「生産段階における安全性の確保」では、総合評価はＡとなりました。関係法令に基づく監視指導や検査を継続し、安全性の確保に努めてまいりました。今後も、立入検査や監視指導を継続するとともに、違反事例の傾向を踏まえた検査や制度の周知などを進め、安全確保の取組を維持していくことが必要としております。７ページを御覧ください。小分類（２）「流通・販売段階における安全性の確保」では、総合評価はＡとなりました。監視指導や食品検査などを継続的に実施し、食品の安全確保に努めてまいりました。今後も、食品検査や監視指導の充実を図るとともに、米トレーサビリティ制度の適正な運用を推進してまいります。８ページを御覧ください。小分類（３）「食品表示の適正化の推進」では、総合評価はＡとなりました。監視指導やウォッチャー制度、研修会等を継続して実施し、適正表示の維持を図ることができました。引き続き、県民参加による監視や事業者への普及啓発を継続し、食品

表示の適正化を推進していくこととしております。9 ページを御覧ください。小分類（4）「食品の放射性物質検査の継続」では、総合評価は A となりました。計画どおり検査を継続し、安全性を確認するとともに、今後も継続的な検査体制の維持が必要と考えられます。これらの取組を通じて、生産から消費に至るまでの各段階における安全確保の仕組みを維持し、安全な食品供給体制を着実に推進することができたものと評価しております。また、食品営業施設への監視指導や HACCP 制度への対応、食品表示の適正化なども定着し、事業者による自主的な衛生管理や適正表示の推進が図られたものと考えております。放射性物質対策についても、検査と情報提供を継続することで、安全性の確保と県民の安心につながることができました。10 ページを御覧ください。ここからは、大分類Ⅱ、中分類 1 になります。小分類（1）「情報の収集、分析及び公開」では、総合評価は A となりました。ホームページや報道機関等を活用した情報提供や、監視指導結果等の公表を継続して実施しました。一方で、県民アンケート等も踏まえ、情報発信の充実が課題として整理されており、今後は、みやぎ県民公式アプリなども活用し、より効果的な情報発信に取り組むこととしております。11 ページを御覧ください。小分類（2）「生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」では、総合評価は A としております。交流事業や学校給食への県産食材利用、食育活動などを継続して実施し、相互理解の促進に努めてまいりました。一方で、認証農産物の利用拡大や食育事業の認知度向上など、更なる理解促進に向けた取組を継続していく必要があるとしております。12 ページを御覧ください。小分類（3）「放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進」では、総合評価は A としております。検査結果の公表やセミナーなどを継続して実施し、不安払拭に努めてまいりましたが、住民持込み測定件数は減少していることから、引き続き必要な情報提供を継続することとしております。13 ページを御覧ください。ここからは、大分類Ⅱ、中分類 2 になります。小分類（1）「県民総参加運動の展開」では、今回唯一、総合評価は B としております。消費者モニター研修会や食品工場見学会・生産者交流会の開催、モニターだよりの発行などを通じて、食の安全安心に関する取組への参加促進に努めてまいりました。一方で、評価最終年度の消費者モニター活動率が目標に達しなかったことや、取組宣言者数が伸び悩んだことから、後は、若年層への情報発信、セミナーや地方懇談会については、社会情勢を踏まえたテーマ設定や開催方法を工夫しながら、引き続き効果的な普及啓発に取り組んでまいります。14 ページを御覧ください。小分類（2）「県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映」では、総合評価は A としております。アンケートやパブリックコメント等を活用して県民の意見を把握し、施策へ反映してまいりました。また、相談窓口の充実についても、「食の 110 番」や「食品表示 110 番」を設置し、県民からの相談に対応してまいりました。今後も様々な手法を用いて県民の意見を継続的に把握し、施策へ適切に反映するとともに、相談窓口の充実を図ってまいります。15 ページを御覧ください。大分類Ⅲ、中分類 1 になります。小分類（1）「食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進」では、第 4 期基本計画の実施状況について、対策本部会議を開催し、議会への報告及び県民への公表を行いました。小分類（2）「みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応」では、食の安全安心対策本部を中心とした危機管理体制や関係機関との連携を行いました。小分類（3）「食の安全に関する調査・研究の充実」では、貝毒や食中毒に関する調査研究を行いました。小分類（4）「食品の放射性物質に係る調査・研究の充実」では、農地土壌の定点調査及び牧草の放射性物質検査を実施したほか、県内原木林の再生及び利用再開に向けた調査研究に取り組みました。小分類（5）「国、都道府県、市町村、関係団体との連携」では、情報共有を行い、連携して健康被害や被疑情報等に対処しました。最後の大分類Ⅲ、中分

類1「みやぎ食の安全安心推進会議の設置」では、施策の実施状況について評価を行ったほか、食の安全安心に関する情報共有及び意見交換を行いました。これらの取り組みは、5年間を通じて着実に実施され、いずれもA評価となりました。今後も、社会情勢や食を取り巻く環境の変化に的確に対応できるよう、関係機関との連携を維持しながら、食の安全安心を支える体制を継続していくことが重要と考えております。以上のように、第4期基本計画では、多くの項目で計画どおり取組が推進され、食の安全安心の確保に一定の成果を上げることができました。一方で、情報発信の充実や県民参加の促進など、今後も継続して取り組むべき課題も残っております。これらの成果と課題を踏まえ、本年度から始まった第5期基本計画においても、関係部局が連携しながら、食の安全安心の確保に取り組んでまいりたいと思います。説明は以上でございます。

（議事進行）西川会長

それでは、第4期の総合評価について、御意見や御質問があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。先ほどの令和7年度の報告と重なる部分があると思いますが、5年間のトータルとして考えていただいて結構です。

（渡部委員）

食肉市場の渡部と申します。まず、総じて取組については、賛同できる取組ばかりで、素晴らしい成果を上げていると感じております。学校給食や食育にも関わってくると思うのですが、報道等で皆さん耳にされているかもしれませんが、九州で「ふるさと納税関係の産地偽装問題」が報道されておりますが、消費者の皆さんは、食の安全安心というところは、衛生面に対する関心が特に高いのではないかと感じています。私たちもスーパーに買い物に行った時に、「価格は安いけれど、裏のラベルを見ると海外産だった」というような場面で、買うかどうかを躊躇したり、判断したりすることが多いと思います。品目にもよりますが、為替の影響により、円高にふれば、輸入食材がたくさん日本に入ってくるのではないかと予想されます。そうした中で、安全性の問題は基本に立ち返って、皆さんで協力、連携していくべきだと思います。日本よりも衛生管理基準が高い国々は沢山ありますので、全ての輸入品目がだめだという言い方はするべきではないと思っております。資料にもありますように、「GAP」や「HACCP」、あるいは「ISO」といった国際基準について、一般の皆様、消費者の皆様へ正しく理解を広めるための教育や啓発活動を関係機関で協力、連携して引き続き取り組んでいくべき課題であると感じておりました。回答は必要ございません。

（議事進行）西川会長

事務局から、何かコメント等ございますか。

（事務局）食と暮らしの安全推進課 梶原課長

輸入食品の検査体制ですけれども、当課で毎年「食品衛生監視指導計画」を策定しており、その中で輸入食品も含めた計画的な検査を実施しています。今年度は、全体で116件の検査を行う予定でございま

す。例えば冷凍食品や食肉の細菌検査、野菜や果物に関しましては残留農薬の検査、また鶏肉や豚肉といった類は、「動物用医薬品（抗生物質等）の残留検査」などを実施しております。県民の安全安心につながる検査となりますので、今後も計画に基づきしっかりと監視指導と検査を継続して行きたいと考えております。

（議事進行）西川会長

輸入食品に関しては、水際で検査が実施されており、国でも実施していますので、今後も国と県でしっかりと情報交換を行いながら実施していただきたいと思います。

（門脇委員）

生産者、流通の立場から一言申し上げます。近年、気候変動により、生産現場は非常に大きなダメージを受けております。大雨等で産地が壊滅すれば、当然流通するモノが不足し、価格が高騰します。学校給食の話も出ましたが、それを卸す業者が、以前出した見積だともう商売として成り立たなくなっています。そのシステムですが、あまりにも前倒しで見積もりを提出させられる仕組みは現在の流通実態に合っておりません。さらには、県内の生産者は年々減少の一途をたどっています。どれだけ「食材王国みやぎ」と掲げても、生産する一次産業の方々がいなくなれば、食材そのものがないわけです。自給率は37%まで下がっていますが、国は輸入を増やしていますので、上がる要素がないわけです。宮城県や宮城の生産者を支えましようとなれば、もう1段階違ったかたちで食について考えていく必要があると思っています。回答は特に必要ございません

（議事進行）西川会長

事務局でコメント等あればお願いします。北海道や東北では食糧基地として非常に重要な立ち位置になっており、対策を講じているかと思いますが、いかがでしょうか。

（農政部副部長）

気候変動の影響は大変深刻であると痛感しております。昨年は雨が少ないということで、現場は苦労しておりました。今年は逆に雨が多くて、湿害で生産量は落ちている品目もあります。そういった不安定な中で価格の安定は重要ですが、生産者の苦労を消費者にも理解いただいて、相互理解の上で、我々は生産者側の立場ですので、生産者が減少しないように将来に向けて農業生産を続けられるように体制づくりを進めていきたいと思っています。農政部では、食と農の県民条例に基づく基本計画の見直しを行い、今年度から5年間の新たな計画をスタートさせました。この計画の中に「生産者と消費者の理解促進」を掲げております。こういった場を活用しながら相互理解を頂きながら持続的に食糧生産ができるように県で体制を作っていきたいと思っています。引き続き御協力よろしくお願いします。

（水産部副部長）

水産分野においても農業と同様に生産者は年々減少しております。この5年間で減少率は収まりましたが、平成15年から比べると県内の漁業生産者は、約5,000名から約2,000名へと半減いたしました。ただ、生産額は一定規模をキープしている状況です。今後、この2,200名ほどの経営体は高齢化が進んでいきますが世代交代をうまく進められるかが重要になっております。また、気象変動、水産で言いますと海洋変動による資源の減少も深刻です。特に白鮭です。以前は200数十万匹取れていたのですが、今はもう1%にまで激減しております。北海道でも1割程度にまで落ち込んでいます。このように、資源管理を維持しながら、新しい担い手を外からも呼び込めるような施策を実施しておりますし、新しく就業した方には業務に必要な支援等を行い、生産者を減らさないようなかたちで行っております。また、水産物の消費拡大につきましても、皆様御存じの通り各地域で「水産の日」の取り組みを実施しており、一体的な支援を行っております。水産加工業も含めまして、円安、燃油価格・資材価格高騰に対しても様々な支援を行いながら、持続的な関係を維持していければと思います。

（議事進行）西川会長

よろしいでしょうか。それでは、鈴木委員お願いします。

（鈴木委員）

食品検査や表示に関わってくることでありますので、食品加工で醤油という商品がございますが、醤油に絞って一つのモデルとして現実に起きている事例についてお話し致します。海外の醤油のメーカーがあります。醤油を作るときに醤油の原料があるのですが、彼らは、日本のある業者を買収して、自国で作った醤油原料を日本に持ち込み、製造するため、例えば、店頭で売の場合だと表示の書類を提出して、出元がわかるようになっているのですが、業務用だとそれがわからなくなるのです。こういったものを安全安心の会議の中でも表示の適正化については様々な取り組みを積み上げて頂いているのですが、醤油原料として入ってくると区別がつかないわけです。醤油協会で行っているのが、それをどうやったら区別がつくようになるのか、メイド・イン・ジャパンの醤油づくりのブランディングを守るためにはどうしたらよいのかというところです。これは仙台味噌や宮城の醤油といったメイド・イン・宮城のブランディングを根本から揺るがす脅威になってきています。決して不安を煽るわけではありませんが、一つのモデルとしてこうゆうことが実際に起きているとこの場で皆さんにお知らせいたしました。これまで皆さんが本会議を通して培ってきたノウハウを、こうした問題に生かすことができないものかと思いました。問題提起させていただきます。

（議事進行）西川会長

食の安全面では問題ないわけですか。

（鈴木委員）

表示の区分けができていないというわけです。

（議事進行）西川会長

事務局でもそのあたりを少し考えて頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

（及川委員）

先ほど HACCP の話をしましたが、水産関係の話を申し上げます。私は、南三陸の志津川淡水漁業協同組合の組合長も担っており、そこでは、白鮭の孵化放流を行っています。現在、白鮭が全く取れていない状況です。県内に様々な孵化場があります。その孵化場は全県的に閉鎖になります。ということは、鮭が戻ってきませんので、孵化場の維持ができないのです。私のところにも大きな孵化場が2つあったのですが、残念ながら維持できなくなりました。そこで、岩手県でもやっているのですが、孵化場で別の系統を飼育すると、ところが飼育にかかる予算も大変なものとなり、そこで、例えば銀鮭の稚魚を養殖する、鱒の養殖をすると、憶という予算がすぐなくなるわけです。南三陸町では、銀鮭の養殖が盛んなわけですが、その銀鮭のおかげで、鮭鱒の量は、なんとかなっているのですが、実際はアラスカとかロシアの鮭を食べることになっています。また、もう一つは、南三陸の魚市場に伊勢海老が上がっています。そういう現状になっており、三陸の水産業は危機に陥っています。ただ、水産の歴史からみると、これでめげてはいけないという思いもあります。農業も同じですけども、一次産業を維持するには、自分たちの事業規模ではどうしようもないところに来ておりますので、一次産業の転換期に来ているようにも感じます。私は、練り製品業界にもおります。そこでパンガシウスという魚がおります。ナマズの仲間ですが、ベトナムで一番取れております。この魚を使用して練製品を作ってほしいと我々のところに来たわけです。近年、スケソウダラが少なくなってきましたが、東南アジアの内陸の魚を使っていくという時代に入っていくようになっています。それから、どうしようもないのがこの円安です。以前は700円／キロで購入できたすり身が、今後は950円／キロになります。そうすると700万払っていた原料代が、950万になるわけです。それを価格転嫁できるかと言われれば、難しいわけです。このように食品業界は様々な問題に直面しており、衛生管理はもちろんですが、そのような問題にあるということを考えながら、全体の食生活も考えていかなければなりません。先ほどの給食の問題もありますが、予算をつけて頂かないと子供たちによい食材を提供することができません。1つの学校の給食予算が1,000万円であれば、2,000、3,000万円にしていただかないと難しい時代になっております。生産業界の現状をお伝えしたところです。回答は不要です。

（議事進行）西川会長

業界の現状の御説明だったと思います。評価についてその他御意見等ございませんでしょうか。

（議事進行）西川会長

GAPの推進について、GLOBALGAP、JGAP等ありますが、導入がなかなか進まないというのは経営判断によるというところで経費の問題があると思うのですが、今後の展望はいかがでしょうか。「するGAP」の推進とありますが、実際にはGAPの考え方をしっかりと根付かせなければならないと思うのですが、

将来的な展望としてはどう考えるか、国としては、GAP 取得の費用を安くするなど道筋等あればお願いします。

（みやぎ米推進課）

GAP の考え方については、多くの経営者が経営上の重要性を認識しています。次のステップとして、GAP の考え方に沿った管理を自主的に継続していくことを選択する経営者が多いのが実態です。こうした現場の実情を鑑み、実施状況報告にも記載しているとおり、令和 7 年度から GAP の考え方を実践して生産していることがわかるような仕組みを進めております。考え方をしっかりと根付かせましょうというところで考えております。また、緑戦略として環境保全型農業の推進と合わせて、総合的な支援を行なうとしております。

（議事進行）西川会長

費用をかけずに、この事業者は GAP の考え方で生産していることがわかるように認定するとかそういった仕組みを入れて消費者に伝えていくということになるのでしょうか。

（みやぎ米推進課）

認定と言われると難しいですが、皆さんでそういった考え方を持つというところをしっかりと支援して行きたいと思っております。

（議事進行）西川会長

そのほか御意見あればお願いします。

（星委員）

消費者モニターの活動率について、かなり辛い評価をしておりますが、これまでの経緯を見ていると例えば、令和 7 年の消費者モニターアンケートで、ポケットサイン等を用いてのところですが、男女年齢別のデータが掲載されております。私がこの会議に参加したところに比べると、だいぶ年齢層のピークが若くなっているようにも思います。50 代がピークになって、かつては 60 代くらいがピークであったかと思いますが、こういったポケットサインのような媒体を使うことによって年齢層が若い世代へとシフトし始めている傾向が見て取れます。消費者モニターの講習会の参加率の低迷はあるのですが、今、こういったツールの過渡期にあるように思います。今までツールは講習会とかアナログ的な発信であったものから、デジタル通信を使った方法へ変わってきている過渡期で参加率や活動率がちょうど狭間にある時かなと思います。評価は辛いのですが、将来的に今後のことを考えると若い世代を取り込むチャンスです。こうした産学官が連携した会議ですので、できれば、仙台中心に宮城県中心に大学や学生が非常に多い街ですので、これら若い学生たちをインターンシップや消費者モニターとして積極的に巻き込み、実際の生産現場を見学し、体感してもらうことで、どのように安全管理がなされているかを知ること、何か宮城県の食材を使った発信等、食の大学であれば、尚更メニュー開発や加工品開発に関心

の高い学生も多いので、学生たちを上手く使って、コンテストのようなアイデアを発信させて、県の取り組みと絡めて発信するということを今後検討頂くと、もう少し若返りが期待できるのではないのでしょうか。これだけ食品産業界、行政、消費者団体が揃っていますので、連携して将来に向けた食の関心の底上げを図るチャンスになると思います。私も且つて企業にいた人間ですが、インターンシップで学生を預かるのはとても大変なことです、そういったところに経費や予算を惜しまないで若い世代を取り込んで、育てていくという方に舵を切っていかなければならないと思います。

（議事進行）西川会長

事務局からいかがでしょうか。

（事務局）食と暮らしの安全推進課 梶原課長

従来モニターを中心としたアンケートでは、そもそも母数が1,000人ほどしかない、さらに回答率となるとその半分にも満たなくなる状況でした。今回、19,000件近い回答をポケットサインで頂いて、さらには10代からも回答があり、我々もいい意味で驚いたところです。御意見いただいたように、学生は様々な現場で勉強していただくというのは非常に重要なことですので、当課だけで回答できるものではありませんが、関係課室で連携しながら、前向きに検討させていただきます。

（氏家委員）

大学生の話が出ましたが、以前この会議をきっかけに、仙台白百合女子大学と宮城県水産業振興課と協定を結び、民間であるヨークベニマルとの3者で連携して、食品開発を共同で毎年実施してありました。学生にとっても学びの機会になっており、若者の魚離れ解消にも寄与する素晴らしい例となっていますので、御紹介させていただきます。

（議事進行）西川会長

大学では色々な取り組みを行っていると思います。今後も積極的に行っていく必要があって、ぜひ行政と情報交換を行い、更に連携の輪を広げていただきたいと思います。

（議事進行）西川会長

それでは最後に、資料の3になります。事務局から説明願います。

（説明）食と暮らしの安全推進課 梶原課長

最後に、6月下旬に書面開催した第1回食の安全安心推進会議において委員の皆様から頂戴しました御質問や御意見に対する県の考え方について、御説明いたします。資料3を御覧ください。1件目を御覧ください。環境にやさしい持続可能な農業の推進について実績が計画を下回っているため、長期的な視点からより一層推進してほしいとの御意見でございました。市町村と連携した環境保全型農業直接支払

交付金制度の取組面積拡大や、認証農産物のPR販売会等の実施により、引き続き環境保全型農業の取組拡大に努めてまいります。2件目、3件目は、第5次食育推進計画における「生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進」や「学校給食の推進」に関する御意見でございました。「第5期宮城県食育推進プラン」に基づき、直売所の活用による交流推進を図るとともに、食育コーディネーターの活動支援・マッチング等を進めていくほか、教育委員会や生産者、農協等の関係機関と連携し地産地消を推進してまいります。また、御指摘を踏まえ、事業担当課が実施する栄養教諭向け研修、伊達な学校給食フェア等の実績を追記させていただきました。4件目、5件目は消費者モニターに関する御意見でございました。まず、消費者モニターの活動率につきましては、食品表示ウォッチャーの県民全体公募化等、事業の見直しにより県民全体に対象を広げたことが要因となっております。また、「活動率」の表現については、延べ活動数を用いた指標であることが分かるよう、実施状況報告書に追記しました。次に、消費者モニターからの意見や活動の位置付けにつきましては、宮城県公式アプリ「ポケットサイン」による広範な意見収集と並行し、消費者モニターをはじめ食品に関心の高い関係者を対象としたセミナー等の活動を継続していくことで、引き続き意見収集の機会をしっかりと確保してまいります。6件目については、誤植箇所についての御質問でございましたので、回答のとおり修正を行いました。なお、単年度評価の修正に伴う確認を行いました。第4期計画の最終評価に変更はありません。7～9件目は、県民総参加運動や県民への情報発信のあり方についての御意見でございました。まず、情報発信の効果の検証につきましては、今回実施したアンケート分析から施策の認知度不足を確認しました。今後は、様々な「デジタル媒体」を活用した分かりやすい発信を進めるとともに、継続的な検証により効果的な情報提供方法を検討してまいります。次に、県民総参加運動と消費者意識の底上げにつきましては、消費者モニター等の活動推進に加え、デジタル媒体を活用し、日頃意識する機会が少ない層に対しても食の安全安心に触れるきっかけづくりを推進してまいります。最後に、多様な生活スタイルに対応するSNS発信といたしましては、ホームページやSNSでの分かりやすい発信に努めるとともに、セミナーの録画映像を後日配信する等、時間や場所に左右されず情報を取得できるよう、情報発信の充実に努めてまいります。説明は以上でございます。

（議事進行）西川会長

最初に事務局から説明のあった、第4期基本計画に基づく令和7年度の施策実施状況報告、及び第4期基本計画の総合評価を含めまして審議したいと思います。皆様いかがでしょうか。質疑・議論を踏まえ、説明いただいた原案通り承認することで進めてよろしいでしょうか。

#### 各委員、拍手にて承認

内容を承認することといたしましたのでよろしくお願いします。最後に、参考資料1、参考資料2につきましては、冒頭に話がありましたように配布のみとさせていただきますので、後ほど御覧いただければと思います。その点について何か御意見はございますでしょうか。説明して欲しいという意見等あれば、説明いたしますがいかがでしょうか。なければ、予定していた議題は終了しましたが、事務局から何かあればお願いします。

（環境生活部長）

私から一言申し上げたいと思います。本日は、大変お忙しいところ御出席くださいますとともに、様々な貴重な御意見、食を取り巻く情勢、気象変動、県民総参加などについて貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。また、委員の皆様には、これまで本推進会議を通じ、本県の食の安全安心行政の推進に多大なる御協力を賜りましたこと、改めて感謝申し上げます。本推進会議は、本日の会議をもちまして一区切りとなりますが、食を取り巻く環境は、食生活の多様化や情報化社会の進展などによって、常に変化しており、県民の皆様に向けて、正確で分かりやすい情報をお届けすることが改めて重要だと認識したところであります。こうした状況を踏まえ、県といたしましては、各部局がしっかりと連携しながら本県の食の安全安心の確保に取り組んでまいります。委員の皆様には今後とも、様々な場面で県政への御助言を賜りたく存じます。本日は大変ありがとうございました。

（議事進行）西川会長

最後に私からも一言申し上げさせていただきます。この「みやぎ食の安全安心推進会議」は、平成14年11月に発足いたしました。それから実に22年の歳月が経過したことになります。これまで、各部局を横ぐしにさして、意見を募ってそれで審議していたわけですが、今日も御意見出ていましたが、各部局における取組というのは、かなり精度をあげて進んでいるということもあるので、この横ぐしにさした食の安全安心推進会議については、一定の役割を達成できたのではないかなと思っています。この会議自体はなくなるわけではありませんが、今後は定期開催という形ではなく、なにか問題が発生した際には、推進会議を立ち上げるというかたちになりますので、体制自体は変わりませんが、県民の皆様の食に対する安全と安心の気持ちを向上させるということは大事ですのでこの理念をしっかりと行政あるいは本日御参加の委員の皆様の意見を含めて、宮城県をよくしていければと思っています。本当にありがとうございました。それでは、これで本日の議題の一切を終了したいと思います。進行を事務局にお返しします。

（司会）二上総括

西川会長、ありがとうございました。また委員の皆様におかれましては、活発な御議論をいただきましてありがとうございました。以上を持ちまして、令和8年度第2回宮城県食の安全安心推進会議を閉会いたします。本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。